

(工学部・工学研究科)

公益財団法人日本国際教育支援協会

「令和 8 (2026) 年度 大成建設外国人留学生奨学金」

2025. 11. 26

1. 応募資格・・・以下のすべてに該当すること。

- 1) 2026 年 4 月現在、学士課程又は博士前期課程に正規生として在籍予定の私費外国人留学生。(在留資格「留学」)
- 2) ベトナム、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ミャンマーのうち、いずれかの国籍を有する者。
- 3) 工学分野のうち、建築又は土木のいずれかの分野を専攻し、将来建設業界において、日本と出身国の間の技術交流に貢献したいという意欲のある者。
- 4) JEES の他の奨学金及び他奨学金 (月額 50,000 円以上) との併給不可。
- 5) 日本語による面接が可能な者。

Those who have sufficient Japanese proficiency especially in speaking are eligible to apply.

2. 金額と支給期間

月額 150,000 円 2026 年 4 月～在籍する課程終了 (最短年限) まで

3. 提出書類 (全てデータで提出)

- 1) 願書 (所定様式 1、日本語で入力、Excel ファイル)
 - 2) 成績証明書 (学部以降直近のものまで、成績係数を余白に記入、日本語以外の者は和訳を添付、PDF ファイル)
 - 3) 在学証明書又は合格通知書 (PDF ファイル)
 - 4) 在留カード写し (両面、PDF ファイル)
 - 5) 日本語能力に係る証明書 (該当する場合のみ、PDF ファイル)
 - 6) 経済状況調書 (所定様式、PDF ファイル)
 - 7) 民間奨学金申請時の心得 (所定用紙、PDF ファイル)
 - 8) 私費外国人留学生身上調書 (所定用紙、PDF ファイル)
 - 9) 家計状況申告書 (所定用紙、PDF ファイル)
- ※以下は工学部・工学研究科より推薦が決定後提出
- 10) 推薦書 (所定様式 2、指導教員により作成、Excel ファイル)

4. 募集人数 工学部・工学研究科から 1 名

5. 申請書類の提出先 eng-mon@grp.tohoku.ac.jp
工学部・工学研究科教務課国際交流係

6. 締切日 2025 年 12 月 10 日 (水)

令和8年度 大成建設外国人留学生奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、大成建設株式会社のご支援により、「令和8年度大成建設外国人留学生奨学金」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

国内の少子高齢化による人口減少等、建設業の担い手不足が大きな課題となる中、本奨学金は、日本との懸け橋として活躍する次世代建設技術者の人材育成をより一層強化することを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である大成建設株式会社(以下「寄付者」という。)は、「人がいきいきとする環境を創造する」というグループ理念のもと、安全で快適な生活環境の整備を通じて、社会の持続的発展に貢献することを企業活動の大きな目的とされている。そのために、確かな技術を次世代に残し、さらに発展させてゆけるグローバル人材の育成を願い、本奨学金へ資金を提供された。

3 応募資格

次の各号の全てに該当する者

- (1) 令和8年4月に、本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という。)の学士課程又は修士(博士前期)課程に正規生として在籍予定の私費外国人留学生。日本に在留する間の在留資格は『留学』とする。
- (2) ベトナム、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ミャンマーのうち、いずれかの国籍を有する者。
- (3) 工学分野のうち、建築又は土木のいずれかの分野を専攻し、将来建設業界において、日本と出身国の間の技術交流に貢献したいという意欲のある者。
- (4) 応募時において、本奨学金の支給期間中、日本国以外に留学する予定がないこと。ただし、在籍大学の留学制度等を利用して日本国以外に留学する場合[在籍大学において長期(1 か月以上)欠席又は休学の扱いとならない場合に限る。]を除く。
- (5) 過去に本奨学金を受給したことがない者。
- (6) 本奨学金の支給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額 600,000 円(月額 50,000 円相当)以下である者[貸与型奨学金(返済が必要なもの)、学費免除は除く。]。
- (7) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (8) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (9) 日本語による面接が可能な者。
- (10) 令和8年4月に在籍する大学の長の推薦を受けることができる者。

4 採用人数

5 名

5 支給内容

月額奨学金 150,000円

6 支給期間

令和8年4月から在籍する課程の修了まで

※ 学士課程修了後、同じ大学の修士(博士前期)課程に進学する場合、選考により修士(博士前期)課程修了までの継続受給を認める場合がある。

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3 に挙げる応募資格に該当する者について、8 に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

8 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式 1)	クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※)	Excel	日本語で書かれたものに限る。
(2)	推薦書(様式 2)		Excel	推薦理由は、指導教官等が記入すること。
(3)	学業成績証明書		PDF	応募時に入手可能な直近のもの。日本語以外の場合は和訳を添付すること。提出できない場合は、「推薦書(様式 2)」の所定欄に必要な事項を記入すること。

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

9 応募・推薦書類の提出期限

令和 8 年 1 月 9 日(金) を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7(2)により推薦された者について、書類審査及び面接(面接は令和8年2月中旬～2月下旬予定)により、奨学生を決定する。結果は、令和8年3月下旬を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

奨学金は、大学の長からの請求に基づき、本協会より交付期ごとに大学へ振込送金する。大学は1か月ごとに奨学生の受給資格(出席状況、単位取得状況、学籍状況等)の有無を確認の上、原則として 1 か月分ずつ奨学生へ支給する。なお、奨学生への支給に係る費用(振込手数料等)は大学負担とする。

12 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後 1 か月以内に、所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、大学を通じて本協会へ速やかに届け出ること。
- (3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により大学を通じて本協会に報告すること。
- (4) 奨学生は本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流会・インターンシップ等への参加に協力すること。
- (5) 奨学生は本協会又は寄付者の要請に応じ、年 1 回の面談に出席すること(毎年 3 月に実施予定)。

13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 奨学生が大学を長期(1 か月以上)欠席した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6 に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。ただし、6 の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から⑤のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む。)した場合。
 - ② 本奨学金の支給の休止期間が6か月を超えた場合。
 - ③ 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
 - ④ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ⑤ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (4) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知の上、本奨学金の支給を休止又は終了する。

14 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13(1)から(3)に挙げる事項に該当する場合、既に支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。

- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで、受給額合計が年額600,000円を超える給付型奨学金に応募することはできない(ただし、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)
- (4) 在籍大学の留学制度等を利用して日本国以外に留学する場合、長期(1か月以上)の欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。
- (5) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程4年、修士(博士前期)課程2年、博士(博士後期)課程3年とし、この期間のうち6に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち6に挙げる支給期間を支給対象とする。

15 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生選考のため。
- ② 奨学金支給事務のため。
- ③ 奨学金授与式又は交流会等の開催のため。
- ④ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。
- ⑤ その他、本奨学金の運営・管理に必要な業務のため。
- ⑥ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。

(3) 個人情報の共同利用

本協会が、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する個人情報の項目は下記のとおり。

- ① 奨学生募集時に取得する事項
 - ・ 願書に記載された事項
 - ・ 推薦書に記載された事項
 - ・ 学業成績証明書に記載された事項
- ② 奨学金受給期間中の状況確認のために取得する事項
 - ・ 学習状況報告書に記載された事項
 - ・ 学業成績証明書に記載された事項
- ③ 奨学金受給期間中及び奨学金受給終了後の交流継続のために取得する事項
 - ・ 奨学生の就職・進学先

【個人情報総括保護管理者】

公益財団法人 日本国際教育支援協会
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29
専務理事 池田輝司

【代表者】

理事長 藤江陽子

16 応募・推薦に関する問合せ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12階

※本奨学金に関するお問合せは、以下のお問合せフォームをご利用ください。

お問合せフォームリンク:<https://forms.office.com/r/11egwQ3CKk>

※本紙を申請書類一式に添えて提出してください。

－奨学金申請時の心得について－

東北大学 教育・学生支援部 留学生課 国際教育係

2024.07.01

1. 申請の前に

・応募条件や申請書の書き方など、分からないことがあった場合は所属部局の奨学金担当係に問い合わせてください。個人で財団へ直接問い合わせはしないこと。

・総長特別奨学生や授業料も支給される奨学金に採用された場合など、支給期間中の授業料免除申請が出来ない場合があります。必ず予め所属部局の奨学金担当係に確認してください。

2. 申請前チェックリスト

手書き・電子共通

- ☐ 申請資格、採用後の義務(認定式、交流会、定期課題等)を確認したか。
- ☐ 申請書類がすべて揃っているか改めて確認したか。
- ☐ 併給不可の他の奨学金を受給又は申請していないか。
- ☐ 面接がある場合、必ず出席できるように予め交通費、場所、日時等を確認したか。
- ☐ 学部・研究科名等は省略せず、正式名称で記載したか。
- ☐ 財団が指示する記入上の注意や指定の書き方に沿った書き方をしたか。
- ☐ 記述する項目は記入欄の7割以上は記入したか。
- ☐ 記入することが無い欄は空欄とせず「0」(ゼロ)や「なし」と記入したか。

手書きの場合

- ☐ 黒のボールペンで記入したか。※フリクション不可
- ☐ 記入した申請書類は第三者が見て判読可能な文字であるか。
- ☐ 修正液(テープ)は使用していないか。※訂正の場合は訂正印を押す又は新たな用紙に書き直すこと

申請書類に不備があった場合、学内選考において、低評価となる場合があります。提出前に必ず再度確認し、下記に記名の上、本紙を申請書類一式に添えて提出してください(データ提出可)。

学籍番号:

氏 名:

※ 大学を通さず直接応募または継続受給の申請等を行う場合は、必ず前もってその旨を所属部局の奨学金担当係に連絡してください。

*2025年10月以降に提出したことがある場合は提出不要です。

私費外国人留学生身上調書

1. 身分・名前等

身 分	学部 年 学部研究生 MC 年 DC 年 大学院研究生	学籍番号			
学科名 専攻名		指導 教員		研究室 TEL	
氏 名	(漢字)			既婚・未婚	
生年月日	年 月 日生 (年齢 才)		国 籍		
東北大学 入学前の 在籍大学		年 月 卒業・修了			
東北大学 での異動 (新しい順番に)	在籍身分	在籍期間			
		年 月 ~ 現在			
		年 月 ~ 年 月			
		年 月 ~ 年 月			
住 居 (○で囲む)	ユニバーシティ・ハウス青葉山 国際交流会館三条第一会館 ユニバーシティ・ハウス三条(Ⅱ・Ⅲ) 国際交流会館三条第二会館 ユニバーシティ・ハウス片平 ユニバーシティ・ハウス長町 国際交流会館東仙台会館 県・市営住宅・民間アパート(住所)				

2. 家族状況 (母国の家族情報を含むこと。)

*配偶者が学生の場合、在籍学校名・所属学部研究科・学年を記入する

氏 名	続柄	年齢	同/別居	職業	勤務先または学校名
	父				
	母				

*2025年10月以降に提出したことがある場合は提出不要です。

家計状況申告書

在 籍	学部 年	学部研究生	学籍番号	
	MC 年 DC 年	大学院研究生		
氏 名				

家計状況

* 2024年10月から2025年9月までのあなたの家計状況について、1ヶ月を平均して記入してください。
* 2024年10月入学の場合は2024年10月から2025年3月までについて記入してください。

収 入		支 出	
自己資金(預金)	円	授業料	円
仕送り	円	住居費	円
奨学金	円	生活費	円
その他()	円	その他()	円
合 計	円	合 計	円

特記事項(経済状況について特に強調したいことがあれば記入してください)

奨学金受給状況

* これまでに奨学金をもらったことがありますか？ 有り ・ 無し (○で囲む)
* 有る場合は、以下に記入してください。

もらっていた期間		月額・年額(○で囲む)	奨学金の名称
年 月 ~ 年 月	月額・年額 円		
年 月 ~ 年 月	月額・年額 円		

*この2年間で申請して不採用だった奨学金名と申請した年を記入して下さい。(例: 2023年 ○○奨学金)

授業料免除の状況(研究生の期間を除く)

* 該当箇所を○で囲む

2025	後期	申請中	申請なし			
	前期	全額免除	半額免除	1/3免除	申請なし	申請したが不許可だった
2024	後期	全額免除	半額免除	1/3免除	申請なし	申請したが不許可だった
	前期	全額免除	半額免除	1/3免除	申請なし	申請したが不許可だった

別紙

成績評価係数 計算方法

下記の計算式により小数点第二位まで算出（小数点第三位を四捨五入）した数字を成績証明書(写)に記入して下さい。

〔成績評価係数の算出方法〕（小数点第三位を四捨五入）

	成 績 評 価				
4段階評価（パターン1）		優	良	可	不可
4段階評価（パターン2）		A	B	C	F
4段階評価（パターン3）		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価（パターン4）	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価（パターン5）	S	A	B	C	F
5段階評価（パターン6）	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

〔計算式〕

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

※合格の評価は加算しない。（係数値算出から除外）